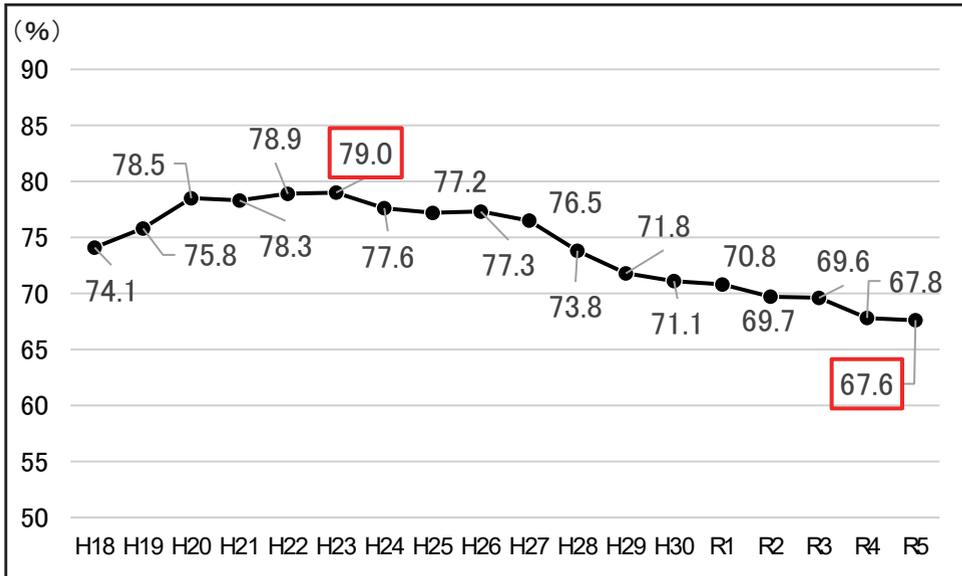
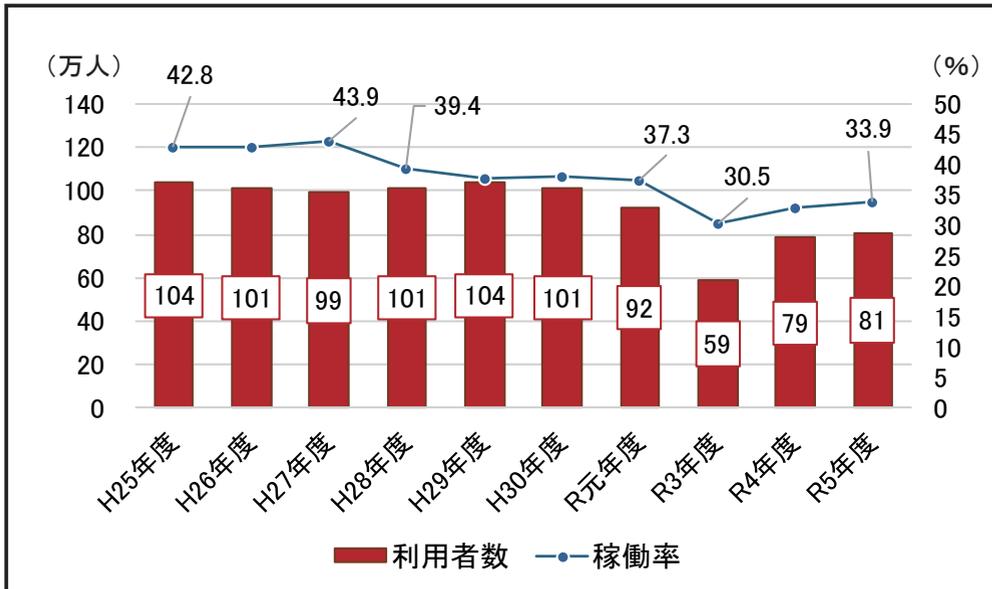


1. 地域コミュニティの醸成について
2. 防災対策について

■ 図1：自治会加入率の推移



■ 図2：公民館利用者数と稼働率の推移



### 避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針

(内閣府(防災担当)令和6年12月改定版より抜粋)

#### 9 食物アレルギーを有する者等への食料や食事に関する配慮

(1) 食事の原材料表示  
 食物アレルギーを有する避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、**避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにすること。**

(2) 避難者自身によるアレルギーを起こす原因食品の情報提供  
 避難所において、食物アレルギーを有する避難者の誤食事故の防止に向けた工夫として、配慮願いたい旨を周囲に伝えるために、**周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたピブス、アレルギーサインプレート等を活用すること。**

(3) 各避難所における管理栄養士等への相談  
 食物アレルギーをはじめとした個別の対応が必要な要配慮者に食料や食事の提供を行う場合、**各避難所における要配慮者の食事ニーズの把握やアセスメントの実施のため、保健衛生関係部局が管理栄養士等の専門職種に相談できるように努めること。**

■ 図3：公民館地域学習推進委員会による講座数と参加者数の推移

